

會社經理統制令と自己資金の蓄積

岩 田 巖

昨年十月會社經理統制令が公布されるや、經濟界の各方面に大きな反響をよびおこしたことは、今なほ我々の記憶に新しいところである。なかでも異常な衝撃をうけたのは資本家層であつた。前の配當制限令より一段と強化された統制に、かれらは相當深刻な脅威を感じたもののやうである。

經理統制令はその第二條において經理統制の指導精神を述べ、ここに遵守さるべき事項の一として「利益ノ分配ヲ適正ナラシメ、自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト」といふ點をあげてゐる。即ち會社各自をして利潤配當の抑制により社内留保を増加せしめ、以てみづから經營の維持擴張を計らしめようといふのである。この點が統制令のねらふ大きな眼目のひとつであることは、まづ最初に利潤配當の制限方式をかかけ、きわめて精細に規定してゐるところからも容易に想像することができる。

これに激しいショックをうけた資本家層はただちに立上つて眞向から反噬せんとする勢を示した。例へば經理統制

令は利潤制限を意圖するものであるとか、資本の移動集中を阻害することになるとか、または企業心の萎微を招來するとかいふ理由をあげ、結局生産力擴充の基本國策に矛盾するものとして根本的修正を要請した。その他にも色々の立場から不平不滿苦情反對が續出したが、資本家側からの反對意見は理由が理由だけに、當局もよほど氣にしたとみえて、これが反駁乃至辨明に努力を吝まなかつたやうである。

當局のいふ通り、配當制限を以てただちに利潤の制限と解することは、あきらかに誤謬である。統制令はただ分配の制限を意圖するのみで、利潤の獲得まで抑制せんとするものではない。あへて兩者を同一視せんとするのは、ことさらに企業心の萎縮とか、生産擴張の阻害に結びつけようとする見えすいた曲解とさへ感ぜられないこともない。だが假りに配當制限が利潤制限となるにしても資本の移動をばはみ、企業心の刺戟をうばふことにはならない。資本が利潤の高低によつて移動するとしても、移動の動因は、利潤の絶對的高さではなく、むしろ相對的高さである。従つて收益水準が一樣に低下せしめられるとすれば、この水準を中心とする利潤の高低があるかぎり、なほ資本の移動集中は可能であらう。また企業の萎微振興は會社事業のごとく所有と經營が分離されてゐるところでは、出資者の問題ではなくて、經營者の問題である。經營者の企業心は専ら企業經營に對する興味と報酬によつて左右されるといふことができよう。

3
とにかく資本家側が真正面からふりかざした反對論は必らずしも當を得たものではない。たゞ出資者個人の立場においてこれが所得の制限である以上、身にこたへる痛手と感ずるのは一應尤もなことである。利潤ではなくただ分配だけを抑制して、社内留保を増加するのみだとはいひながら、直接經營に關與しない出資者にとつては、いかに自

4 己資金が蓄積されるにしても、他所事としか感ぜられないのは無理からぬことと思はれる。然しながら統制令によつて所得が抑制されるのはいふまでもなく出資者のみではない。企業經營に關與する役員、社員も、程度の差こそあれみなそうである。非常時局を超越するために、すべてが犠牲を甘受するのであつて、出資者のみに不當な犠牲が強要されるのではない。否、そればかりでなく、事情は却つて逆のやうにさへ見える。即ち他の企業關與者と比較するとき、出資者はむしろ統制令によつて保護されることになるやうである。極端にいへば、統制令は他の者の犠牲において出資者を利益する惧があることさへ考へられる。以下この點について考察したいと思ふ。但し經理統制令の内容についてはすでに多くの解説書が發表されてゐるから、條文の説明はなるべく省略することにする。

註 内閣情報部編 會計經理統制令解説（週報叢書）

迫水久常著 會計經理統制令解説

齊藤榮三郎著 會計經理統制令等の解説

下村 治著 會計經理統制令講義案

二

會計經理統制令は會社財政の統制管理指導を目的とするものである。「經理統制」といふ言葉は「計理統制」と語呂が等しいばかりでなく、内容的にも相互に關聯するところがあるので、よく混同して用ひられることがあるが、この兩者は嚴密には區別されねばならない。計理統制は會計計算の統制であるに反して、經理統制はあくまでも財務活

動の統制を中心とするものである。固より經理統制はその手段として計理統制が必要であり（例へば配當の最高限を定めるため財産評價を統一して自己資本を正しく計算するとき）、また經理統制の結果をあきらかにするために（例へば帳簿組織を統一するとき）計理統制は缺くことができない。かやうに兩者が入りこんでゐることは認むべきだが、然も一方は財務統制であり、他方は會計統制であつて、斷じて混同すべきではない。

會社財政は資金の調達收納と運用支拂の二方面に區別することができる。このうち資金の調達の方面は主として臨時資金調整法の統制するところである。これに對し大體において資金の運用支拂（固よりこれだけではないが）に關する統制を規定するのがこの會社經理統制令である。

さらに資金の使途は種々雑多であつて、資本償還、資金貸付、財産取得、報酬給與、利潤分配等色々に區分されるが、このうち統制令は人に對する支拂即ち個人所得となる支出に重點を置いて、統制せんとするものごとくである。

經理統制令が眼目とするところは、凡そ五つある。即ち（一）利益配當の制限、（二）役員および社員の給與制限、（三）經費の統制、（四）資金運用の統制、（五）會計報告と監査の五點である。第一の配當制限が出資者に對する支拂の制限であることはいふまでもない。第二の役員社員の給與制限は重役事務員の俸給、賞與、手當等の抑制である。第三の經費統制はもとより人件費ばかりでなく、一般の物件費の節約であるが、本令が特に機密費、交際費、接待費、廣告費等の項目を列擧してゐるところからも推測しうるやうに、人件費が重要視されてゐることは明かであらう。統制令は以上の三點に特に力を入れて詳細に規定してゐる。第四の資金運用統制は有價證券の取得處分、無形財産（特許權、鑛業權、漁業權等）の取得處分、資金の貸付借入に關して許可制を設けたものである。この點は前三者に比較

して割合に手軽く取扱はれてゐる。最後の會計報告と監査は前記の各種の統制規定が遵守實行されたか否かを監視調査することであるから、ここでは特に取りたてゝいふ必要はない。かくて本令では主として對人的支出の抑制に重點がおかれてゐるのであつて、會社經理統制令は證じつめれば、結局會社人件的支出の制限令であるといつて差支へない。

尤も支出の制限といつても無闇に抑へるのでないことはいふまでもない。條文では多くの場合制限といふ言葉を用ひないで「適正ナラシム」といふ言葉を使つてゐる。例へば「給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト」とか「利益ノ分配ヲ適正ナラシム」といふごとくである。けれども「適正ナラシム」といふだけでは、甚だ漠然としてゐる把へどころがない。そこで支出の適正化について明確な標準をあたへてゐる。條文を列舉説明することは省略するが、例へば配當については自己資本の八分を最高限度とし、初度配當率を六分にするとか、増配の限度を一割にすること、或は役員報酬は実績により、賞與には法定率を設け、社員には初任給と昇給率を定める等々である。尤もこれには色々の緩和規定がつけてあつて、急激な變化と摩擦をさけるように周到な用意がしてあることは周知の通りである。

かやうにして支出の適正化を計らうとするのであるから、高すぎる支出は引下げられるとともに、低すぎる支出は引上げられることもありうる。即ち絶對的な高さにおいては支出が多くなることもあるわけである。然しながらかかる支出の適正化が必要になつたことは一般に支出の増加する傾向が現實に存在し、また將來豫期されるからにほかならない。放置しておいても支出が減少する場合にはかかる統制の必要はない。従つて經理統制令における支出の適正化は相對的な意味での支出制限である。

ところでかやうに人件的支出が制限されることは、即ち會社關係者の所得が抑制されることである。會社の業績が

いかに向上し、いかに収益が増加しても、出資者は限度以上の配當に預かることはできない。従つて出資者個人としては、いかに自由を束縛された壓迫感に堪へないかもしれない。だがこれは株主にかぎつたことではなく、經營にたづさわる重役も同様である。今まで勝手に定めた賞與金も貰へなくなつたし、報酬も退職金もその他の給與も自由にはならなくなつた。また從來交際費とか機密費の名目で得たものも統制令は嚴重に監督するのである。これは重役にとつては相當の痛手になることと思はれる。従つて彼等の立場から統制令に向けられた反對も激しいものであつた。統制令は「所有と經營の分離」よりはむしろ「經營と利潤の分離」を計るもので、企業心、經營合理化に對する刺戟を減殺する惧があるといふのである。尤も役員賞與金はその期の利益金にもとづいて算定されるから、損益計算の仕方如何によつて色々に手加減を施すこともできないではない。例へば祕密積立金の吐出は多く用ひられる方法で、これによつて利益金を増せば、賞與金も多くなるわけである。興銀の調査による十五年度下期の収益率は上昇してゐる。即ち十四年度下期は一三・八%、十五年度上期は一三・五%であるに反して、十五年度下期は一四%である。この利益率の増加は、業績の向上よりはむしろ統制令の影響であつて、祕密積立金の吐出に起因するといはれてゐる^(註)。然しながら祕密積立金もいつまであるわけではない。吐出してしまへばそれまでである。またその内には會計準則も整備されることにならうから、勝手な僞飾は出来なくなるであらう。さらに株主・重役のみならず、社員も相當の犠牲を拂はねばならない。初任給に制限が設けられるとともに昇給の割合も定められており、賞與その他の手当も抑制されるからである。從來社員給與の規定が制定されてゐないところでは、不況の際には何年でも俸給を据置にしておいて景氣がよくなつた時に昇給して埋合せるやうな慣習がよくある。これで大體平均されることになるのである。然るに

今度からはさうしたことが必らずしも自由には出来なくなつたわけで、中には不當な待遇に甘じなければならぬものも少なくないことであらう。だが、かかる個別的な事情は兎に角として程度の相違はあつても出資者も經營者も事務員も一様に所得の抑制を受けるのである。従つてこの點では經理統制令は公平であらう。然もこれは消費を所得の方面から抑へて、物價の低位を維持することになるのであつて、現下の情勢においては適切な措置といふべきである。

註 昭和十六年五月十四日朝日新聞「戦時下主要産業の業態」参照

三

前述のごとく統制令が會社關係者の所得を制限することは、當然社内留保金の増加、自己資金の蓄積といふ結果を齎らすものである。統制令は第二條において經理統制の大綱を次のごとく述べてゐる。

令第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各

號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

- 一、資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ、苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト
- 二、經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト
- 三、役員、社員、其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト
- 四、利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

この條文を文字だけに囚はれて讀むと、自己資金の蓄積は、あたかも出資者に對する配當制限によつてのみ行はれるかのやうな印象をうける。即ちこれは役員社員その他の從業者の給與制限とは全く關係がないもののやうな感をあた

へる。然しながらこれが單なる錯覺にすぎないことはいふまでもない。

經理統制令が制限する人件的支出は會計的には利益分配のための支出と、人件費としての支出の二種に區別される。この利益分配には出資者に對する配當金のみならず、役員に對する賞與金も社員に對する利益分配も含まれるのであるが、すべてこの種の支拂制限によつて社内留保が増加することはいふまでもない。つぎに人件費の節約抑制もまた社内留保の増加に作用するものである。尤も人件費の節約がただちに販賣價格の低下をひきおこす場合、即ち販賣價格が製品原價に釘付けされてゐる場合は別である。この場合には人件費の減少だけ利益も減少するから、販賣數量に變化がないかぎり、社内留保金を増加せしむる原因とはならない。これに反して販賣價格が原價に釘付けされてゐない場合、即ち價格は價格で別にその高さが維持されてゐて、原價の増減に關係がない場合には、人件費の節約は利益を増加せしめ、従つて社内留保の増加の原因となる。生産費の内に含める人件費の割合が多いところでは、自己資金蓄積の要素として人件費低下の影響は、無視することができない。これを要するに、収入が維持されるかぎり、支出の節約切下が、利益配當の場合たとると人件費の場合たととを問はず、自己資金の蓄積原因となることは當然である。

ここに蓄積される資金の額がどの位になるか實際の數字はまだこれを知る機會がないし、統制令の實施も昨年の秋から開始されたばかりであるから、大した額にはなるまいと想像される。けれども今後營業年度が重なるにつれて漸次増大すべきは當然であり、またそうあつてはじめて統制令の所期の目的も達成されるわけである。ここに蓄積された資金は會社財政の堅實性を増大せしめ、生産設備に轉化し従つて企業擴充の趣旨に副ふことになるから、これまた適切な措置といはねばならない。

ところでここに注意すべきはこの蓄積された資金は誰の所有に屬するかといふことである。これはいふまでもなく、利潤の留保であるから、積立金として示されるもので、出資者に屬することは明かである。もしそうだとすれば、統制令による人件的支出の節約制限はどういふ結果を齎らすことになるか。出資者のみならず、經營者、事務員その他の所得を制限して蓄積したものが、悉く出資者の持分を増加せしむることになるのである。出資者は配當制限によりその時々所得が少なくなるのみであつて、殘額は會社に保留されるとはいへ、自己のものであるのに變りはない。

然るに役員社員は給與を減殺された結果殘部はすべて出資者のものとなつて自己のものとはならないのである。この意味において統制令は出資者を虐待するどころではなく、役員社員を犠牲にして出資者を利益する結果となるのである。なるほど出資者の立場から考へれば留保資金は自己の自由にはならないのであるから、一向に有難くないかもしれない。然しこれは自己資本の増加となり、配當の最高限度を引上げる結果、出資者には有利である。また利潤が少ない場合に、これを取崩して配當に充當することも出来ないではない。缺損を蒙つた場合に、出資者の犠牲はこの積立金の填補によつて軽減されるのである。またもし配當制限が緩和されるような時期に到れば、その時の出資者が大いに利益することにもならう。何れにせよ、廣い意味での出資者は決して損失を蒙ることにはならない。むしろ役員、社員が犠牲となるのである。これは甚だ公平を缺くものであるといはねばならない。

然らばこの不公平を是正するには、如何にすべきか。公平にするといふ意味の解釋によつては、六ヶ敷もなり、また簡單にもなるが、消極的な解決の一として、積立金の用途を明示するといふ方法が考へられる。別途積立金といふやうな曖昧なものではなく、積立金に明瞭な用途を附加して、出資者が自由に處分しえないように用意することであ

る。統制令もこれを意識してかしないでか詳かではないが、第六條に積立金に關する規定を設けてゐる。

主務大臣會へ社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ、當該會社ニ對シ法定積立金ノ外特別ノ積立金ノ積立ヲ命ジ、又ハ當該積立金ノ運用方法ニツキ必要ナル命令ヲナスコトヲ得

この積立命令の規定は前述の點を顧みて特に活用されねばならない。

四

自己資金の蓄積に關聯する分配の不公平といふ問題は、積立金の使途を明かにすることによつて、消極的ながら一應解決することができる。然しながら自己資金蓄積の問題はもつと重大な問題を包藏するものであつて、事情によつては深刻な対策を必要とするに至るであらう。

今まで述べてきたところは要するに會社關係者に對する所得分配の問題であるが、一段高い見地からみると、これはつぎのごとき問題におきかへて考へることができる。即ち各企業における資金の蓄積は國民經濟的にみて、合理的な資金の分配になるかどうかといふことである。換言すれば、企業關係者への所得分配の問題から企業間の資金分配の問題へ轉化するのである。

營業期が年數を重ねるにつれて各會社は漸次資金を累積してゆくことであらう。これは個別經濟の見地ばかりでなく、國民經濟の見地からしても、企業の健全なる維持といふ點で望ましいことである。企業は國民經濟における生産力の源泉であつて、企業の維持發達といふことは國民經濟の存續發展に不可分の關係を有する。國民經濟の健全なる

發達は個別企業の健全性に依存するものであつて、企業の健全性を確保するために、自己資金の蓄積が重要な手段となる。その意味において企業各自の自己金融は國民經濟的にも重要な意義があるといふべきである。

然しながらここで考慮すべきは、戰時經濟においては企業の種類によつてその重要性に差違があるといふことである。高度國防國家の建設といふ見地からみて、不急不要なる企業と是が非でも育成發展させねばならぬ企業との區別があることである。従つて戰時經濟においては不急不要の企業に資金を、それが如何なる形態に運用されてゐるにせよ、累積放置するといふことは合理的な措置といふことができない。もとよりその企業が國民經濟の存続に必要なるかぎり、その健全なる維持に要する利益留保は許さるべきであらう。然しながらそれ以上に超過利潤がある場合には、これに相當する留保資金は、他の擴充を要する企業へ振向けるか、またはその他戰時經濟上有效なる方面へ轉用すべきが肝要である。

現在戰時經濟がどの程度に急迫した状態にあるか明かでない。また會社にどの程度の資金の餘裕があるかも詳かではない。むしろ現在のところでは、材料不足その他の事情で資金不足に喘ぐものが多いかも知れない。だが何れは事態の逼迫につれ、統制の強化に従つて、この點が問題にならないとは斷言できない。現在我國の狀態では、かかる問題はまだ急を要することではないと解釋されるためか、統制令はきわめて消極的なものもしくは無關心な態度を示してゐるやうである。資金の運用について統制令は同三十三條、則三十五條に規定を設けてゐるが、これは資金の運用について許可制を設けたのみであつて、積極的な統制管理指導を企圖したものではない。

これに關聯して獨逸の配當および利潤制限の發展を顧慮することは興味深いことである。獨逸ではすでに六、七年

前から配當制限は實施されてゐる。即ち一九三四年三月の資本投下法 (Kapitalanlagegesetz) 同年十二月の公債基金法 (Anleihestockgesetz) および一九三七年の同改正法によつて漸次配當制限は強化されてきたのである。獨逸の配當制限は我國の場合とは違つて、單純なる自己金融を行はしめるのではなく、むしろ最初から留保資金の國家的利用といふ事を目標とするものである。即ち公債の強制保有、利益留保の強制供託を命じたのである。資本投下法は會社が前年度より増配せんとする場合、増配に相當する金額の公債を保有せしめんとするのである。従つて正しい意味での配當制限ではない。蓋し規定通りの公債購入ができれば、増配は一向に差支へない。ただ公債購入の餘裕がない場合のみ増配はなしえぬといふに留まる。これに對して公債基金法は眞の意味の配當制限を規定したものである。即ち現金配當は拂込資本の六分を限度として許され、餘剰利益は獨逸金割引銀行に寄託せしめ、これを通じて公債に投下させるのである。但しこの公債投資は永續のものではなく、一九三七年まで繼續され、その後は出資者に返還分配されるのである。ところが一九三七年の改正法によりこの適用期間はさらに三ヶ年延長されると共に、從來公債として留保された積立金は租稅證券を以て返濟されることになつた。これを要するに獨逸の配當制限は單純な而して永續的な利益留保ではなく、短期の制限であると同時に留保資金を國家が借用して利用することを意圖したものである。

獨逸ではこの種の配當制限と並行して、利潤制限のために種々の措置を講じてゐる。即ち一九三六年には價格形成委員會が設置され、價格停止令が公布されて、十月十七日の物價を限度として一切の商品價格の引上が禁止された。さらに一九三九年には戰時經濟令が公布されて、各種商品につき價格引下が行はれると共に、賃銀俸給の引上が一切禁止された。これと相前後して特に軍需品價格につきつぎの對策が講ぜられた。即ち價格形成委員會は一九三八年十

一月に官廳調辨價格形成方針 (Richtlinien für die Preisbildung bei öffentlicher Aufträgen : RPO) を及び官廳調辨價格形成における原價計算要綱 (Leitlinie für die Preisbildung auf Grund der Selbstkosten bei Leistungen für öffentlichen Aufträgen : LSO) を制定した。この計算要綱により適正原價を決定して軍需品價格の抑制引下を行つたのである。^(註)

以上述べたやうに獨逸は一方ではすでに早くより配當制限により餘剩資金の國家的利用を敢行し、他方では物價政策によつて個別的に利潤の制限を實行してきたのであつた。従つて戦時超過利潤の發生すべき餘地は毫も存在しないと信ぜられてゐた。然るに事實はこの豫想を完全に裏切つたのである。即ち各方面において過大利潤の發生してゐることが發見された。軍需産業においてこの傾向が特に顯著であることは年度決算の結果に徹しても明瞭となつた。かくて戦争勃發後一年を経過した昨年後期に至つて、超過利潤の問題が表面化してきたのである。

註 以上の點について精しくは、梅井義雄著「獨逸の證券及株式會社統制」參照

五

有機的貸借對照表論で有名なフランクフルト大學のシュミット教授は本年一、二月號の Zeitschrift für Betriebswirtschaft に於て Abschöpfung von Ubergewinn (超過利潤の徴收) と云ふ題の下にこの問題に對する對策を論じてゐる。これは超過利潤の算定、徴收および利用の方法を取扱つたものであつて、要するに、企業維持に不必要な餘剩資金の國民經濟的な利用處分の問題にほかならない。

まづ適正なる利潤を超過する部分は國家がこれを企業から取上げて、戰時經濟上必要なる用途へ有効に轉用すべしといふのであるが、その用途は色々あつて、これを國庫へ徴收して戰時財政に充當してもよければ、重要産業の助成に用ひてもよいし、經營合理化、價格の維持引下で使用しても差支ない。或はまた重要な産業の新設擴張が必要ならば、これに流用するのも一法である。その何れによるにせよ、たゞこの場合に肝要なのは、全體社會に對して最大の効果を保證する方面へこの徴收資金を振向けることであつて、シュミットはこのために戰時經濟の狀態と要求を明確に洞察しうる組織の必要なる點を指摘してゐる。

超過利潤の徴收にはまづ適正利潤の算定が必要である。この計算は必らずしも容易でないが、シュミットは前述せる「官廳調辨價格形成における原價計算要綱」および同じく物價形成委員會の制定せる原價計算總則 (Allgemeine Grundsätze der Kostenrechnung) を援用すべき旨を主張してゐる。彼の言に従へば、この計算準則に示された戰時經濟的適正原價こそ適正なる利潤、従つてまた超過利潤の計算基礎たるべきものであり、ここに算定された超過利潤こそ國民經濟上不當にして經營經濟上不要なる部分であつて、これを徴收するも、經營の給付能力を減殺するものではないと述べ、さらにこの準則に具體化された計算方法は正に最も進歩せる利潤計算形態であるとさへ論じてゐる。

然しながらこの計算準則を基礎とするにしても、明確なる超過利潤の決定は必らずしも容易ではない。蓋し正確に捕捉し得ない費用項目が存在するからである。殊に設備の減價償却費と危険費とはきわめて曖昧なる項目である。軍需品生産のための設備は耐用期間が戰爭繼續期間によつて左右されるところから、その豫定は甚だ困難であり、危険費も企業家危険費のごときは殆ど正確には把握しえない。かやうに各決算期毎にその正當なる額を算定することが不

可能であるとすれば、ここに問題になるのは明瞭に確定しうる超過利潤のみにかぎり徴収するか、それとも曖昧なる部分まで取上げるかといふ點である。即ち超過利潤の種類に應じて異つた取扱をなすべきかどうかが考察されねばならない。この問題に對してシュミットは次のごとき態度をとつてゐる。即ち正確に決定しうる部分はその發生年度において徴収すべきであり、曖昧なる部分は後年度に至つて明確になるまで徴収を延期すべしといふのである。

この方法によれば超過利潤の最終的清算は戰爭終了後にいたつてはじめて正確に行はれるといふことになるかも知れない。蓋し嚴密には償却費も危険費もその時に至るまでは確定し得ないからである。かやうに清算を延期する場合、その間に超過利潤の徴収を妨害するやうな事故が種々發生すべきことは想像される。そこでシュミットはこれに對して二つの注意事項を附け加へてゐる。第一は超過利潤の曖昧なる部分が未だ確定されない内に利潤として配當される危険があることである。この配當は阻止せねばならない。そのためには活動資本に對する歩合を定めて、利潤配當の最高限度を規定しておく必要がある。但しこの歩合を決定するに株式會社の自己資本そのまゝ基礎とすることは誤りである。蓋しこれは祕密積立金の設定によつて過少に表示されてゐることが多いからである。従つてシュミットはその計算基礎としては財産税貸借對照表の自己資本が適當であらうと述べてゐる。第二に戰時重要産業が經營擴張のため資金を必要とする場合には主として自己金融によるべき旨が從來指定されてきた。これによつて國民貯蓄による資金は國家の戰時財政に吸収されたのである。そこで企業が今後經營擴張のため資金を必要とする場合には超過利潤の徴収を停止してこれに充當せしめねばならない。だが、かくのごとく企業が超過利潤を自己金融のため留保した場合、この留保利益の配當を制限するのみでは不十分である。さらに進んでこれが出資者の自己資本として經營財産に附加

されることも防止する必要がある。シュミットはそのために企業者をしてこの留保額に對して適正利子を附記した借用證書を國家へ差入しむべしと論ずる。即ち企業が留保した超過利潤は國家から預つたものと見做すべしといふのである。かくしてはじめて出資者の個人所得の増加、即ち戦時超過利得の發生は回避することが可能となる。留保された超過利潤が曖昧であるから、この負債額も當然不確定であつて、最後の清算が行はれる時に至つてはじめて確定することになる。この負債は戦時公債と相殺して償還することも出来る。^(註一)

以上において簡略ながらシュミットの超過利潤處分問題に關する見解の概要を要明したが、獨逸ではすでに昨年からの點が問題となつてきたのである。ところがかかる超過利潤對策は單なる學者の警告乃至提案たるにとどまらず、物價形成委員會がこれを取上げて、本年から實施される運びになつた。すでに當委員會はこの問題を討議するため昨年即ち一九四〇年の十一月六日に回章一三五—一四〇號を發し、財界の諸團體と懇談を開始した。間もなくこの懇談に基いて主要工業團體に對し三月五日附の特別訓令を發し、つづいて他の産業團體にも同様の手續をとつたのである。この訓令は戦時經濟令第二十二條即ち價格および報酬は戦時國民經濟の原則によつて構成さるべしといふ規定に基くもので、この規定の具體的適用のために發せられたものである。その要旨は價格が戦時經濟上不當に高い場合には軍需品たるも民需品たるもを問はず、これを引下ぐべきであるが、過去および將來においてこの價格引下が行はれざるかぎり、利潤は徵收さるべきであるといふのである。殊に過去において原價の低下により當然價格引下が行はるべきであつたにも拘はらず、これを怠つた結果發生せる利益は一九三九年九月一日即ち今次大戰勃發當初に遡つて計算徵收さるべきことになつてゐる。^(註二)

この利潤徴収に關する精しい事情は他の機會に稿を改めて紹介することにしたい。が、たゞここで附加へておきたことはこの峻嚴な利潤制限が當時一般から如何なる態度で受取られたかといふことである。Der deutsche Volks-
 wirtzによれば、かかる措置はむしろ遲きにすぎたといふ非難が各方面から起つたといふことである。即ちこういう訓
 令が假令なくとも、企業家は自ら價格引下を行ひ、利潤徴収に應ずべきであつたのである。この措置に對して殊更に
 詳細な説明を求めるものがあるが、これは一種の延引策を講ずるものにほかならないといふのである。

企業家に向けられたこの非難に對しては、却つて物價形成委員の側から釋明が行はれてゐる。委員長のヨセフ・ワ
 グナーは政界官界財界の代表者に對する挨拶の中でこの點に言及して、戰時經濟令第二十二條の適用に際し利害關係
 者から色々疑問が發せられたが、それは尤もなことであり、決して非難するには當らないとして企業家を辯護してゐ
 るのである。ワグナーはさらに、企業家が自ら進んで忠實にこの要望に副ふであらうと證言し、これを確信する旨を
 縷説してゐる。即ち企業家は價格形成委員が決して不合理なことを要求するものでなく、常に深い經濟的洞察に基
 いて行動してゐることを必ず認めるであらう。相互の尊敬と信頼を以てするならば、價格形成委員の提示した要求を實
 行することは決して難事ではない。假令すべての關係者が最大の善意をもつとしても、戰爭の經濟的惡影響を完全に
 除去することは不可能である。戰時經濟の不可避的現象として價格および原價に關する負擔が發生することは已むを
 得ない。だがこれを一度に除去することはできない。價格形成委員にとつて問題になるのは専ら物價關係の不調和と
 變動を緩和することである。もしこの不調和と變動が繼續するならば、國民の滅私奉公の精神に對して惡影響を及ぼ
 すからである。従つてここに要求された價格引下および利潤徴収は決して刑罰ではない。これは如何に避けようとし

でも決して避け得られるものではない。ただ戦争の負擔を特別の犠牲として力ある者へ配分することにほかならない。他の者が自ら進んで生命を捧げることを思へば、如何なるものと雖も、かかる犠牲は甘じて受くべきである。何人に對しても經濟的自殺を要求するのでもなければ、經濟的利己主義の拋棄を要求するのでもない。求めるところはただその制限だけである。原則的には經營の財政的給付能力は維持さるべきで、滅殺さるべきではない。たと超過利潤だけが消滅せしめらるべきである。この戦勝への重要な貢獻をなすために、企業家は何事でも敢へてするであらうことを信じて疑はない。^(註三)ワグナーは戦時經濟令第二條の發動にあつて以上のやうな意味のことを述べてゐる。この峻嚴な、苛酷にさへ見える利潤徴収が産業界に如何なる影響を與へたかはまだ詳かでない。だが、ここに述べたところから想像せられる獨逸の空氣と我國の事情とを思ひ合せるとき、色々考へさせられることが多いと感ずるのは嘗に筆者のみではあるまい。(昭和十六年五月二十八日國立學會講演)

註一 F. Schmidt: Die Abschöpfung von Uebergewinn, Z. f. B. 1941 S. 8f.

尚この外 F. Schmidt: Kriegs- und Rüstungsgewinn Z. f. B. 1937 S. 1f. 参照。

註二、三 昭和十六年五月二日朝日新聞「ドイツ戦時利潤統制の前進」参照

Gewinnbeschränkung als Kriegspflicht. Der deutsche Volkswirt 21. März 1941.

Preissenkung u. Gewinnabführung in der Industrie. Der deutsche Volkswirt 14 März 1941.

其の他同誌の四月四日號、四月二十五日號、五月三十日號参照。